

裁 決 書

審査請求人



不 作 為 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が令和5年6月30日に提起した、水道料金漏水減免申請書不受理についての審査請求(水道料金漏水減免申請書不受理に関する件 令和5年度(営)第1号、以下「本件審査請求」という。)について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る不作為は、違法である。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、自宅の給水装置の漏水修理を行い、水道料金の減免を受けようと令和5年6月23日付けで、西尾市水道事業給水条例(平成23年西尾市条例第34号。以下「給水条例」という。)第34条の規定に基づき、不作為庁に水道料金漏水減免申請をした。
- 2 不作為庁は、水道料金漏水減免申請書(以下「申請書」という。)に添付写真等の情報が不足していることから審査請求人に対して「お預かりさせていただきました漏水修理証明書ですが減免の適用外のため受付できません」とメモを付け、郵送により申請書を返送した。
- 3 審査請求人は、申請書を審査せずに返却したことは、西尾市行政手続条例(平成9年西尾市条例第16号。以下「手続条例」という。)第7条に違反していることから、令和5年6月30日に西尾市長に対し、審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、申請書を受け付けるように求めている。

- (1) 給水条例第34条、同条例施行規程（平成23年西尾市水道事業管理規程第16号）第18条及び西尾市水道事業に係る給水装置の事故による料金の減免に関する事務取扱要綱第6条の定めに基づき申請書を担当窓口に提出したのは、減免の適用を求めて行ったものである。
- (2) 本件申請書は、手続条例第2条第4号に定められている申請であり、同条例第7条の定めにより、遅滞なく当該申請の審査を開始しなければいけなかった。
- (3) 不作為庁が添付写真等の情報が不足していたことで申請書を返送し、申請の補正を求めなかったのは、手続条例第7条に定められている「形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可を拒否しなければならない」という規定を理解していない行為である。
- (4) 本件申請書の返却について、不作為庁が弁明書で主張する「申請書として不完全であり受付できる段階でない」としても返却に同意しているわけではないことから申請書を返却するのは違法なものであり本件申請書の受付を求める。

### 2 不作為庁の主張

不作為庁は弁明書において、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 審査請求人に申請書を返却したのは、添付をお願いしてあった修理前後の写真や修理完了時のメーター指数など、申請に必要な証明事項の記載がなく、修理業者に今一度これらのものが揃えられるかどうか確認するためにした行為で、審査において判断に誤りがあるといけないという思いで行ったものである。
- (2) 反論書には、当該申請の補正を求めているとあるが、何度となく修理前後の写真や他の事項を記入してもらうように伝えている。
- (3) 本件返却は、審査請求人が同意したものではないとあるが、不作為庁が「今回は、漏水減免対象外なので、お預かりした申請書は、郵送でお返し

する」と電話で伝えた際に審査請求人から「返さなくていい」、「返送されても受け取らない」といった返却を拒否する発言はなく、送付先の確認に応じたので、返却の同意をしたと解釈した。

不作為庁は口頭意見陳述において、次のように述べている。

- (1) 申請書に「減免適用外のため受付できません」と書いた付箋紙を付けて返却したことについては、適正な事務処理であったとはいえないため、今後は付箋紙ではなく書面で書類不備をお知らせするよう運用を見直す予定である。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

手続条例第7条の規定によると、行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない、とされている。

したがって、行政庁は、申請があった場合には遅滞なく審査を開始しなければならない、申請に不備や不足などがあったときは、申請者に対して期間を定め補正を求めなければならない。また、補正を求めても応じない場合又は補正が不可能である場合は、当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

### 2 本件審査請求の違法性について

不作為庁は、審査請求人から提出された申請書に対し、形式審査により書類の不備や不足について補正を求めていることは認められるが、申請書を返却することについて審査請求人の事前の同意を得ているとはいえない。審査請求人の申請書を同意なく返却することは、手続条例第7条に違反しており違法であると認められる。

### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第49条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、本件審査請求は、審査請求人に対して水道料金の減免を適用すべきか否かを審査するものではない。

令和5年10月19日

審査庁 西尾市長 中 村 健